

平成21年3月31日現在

研究種目：基盤研究（B）（一般）
研究期間：2006～2008
課題番号：18330171
研究課題名（和文） 日本植民地・占領地の教科書に関する総合的比較研究—国定教科書との異同の観点を中心に—
研究課題名（英文） A Comprehensive Study of Japanese Colonial Textbooks with Special Reference to Government-designated Textbooks
研究代表者 宮脇 弘幸（MIYAWAKI HIROYUKI） 宮城学院女子大学・学芸学部・教授 研究者番号：40229901

研究成果の概要：台湾、朝鮮、「満洲国」、「関東州」、南洋群島、南方占領地（マラヤ・シンガポール、インドネシア、ビルマ）向けに編纂使用された初等教育用の各教科の教科書と同時代の国定教科書を対比させ、内容について両者間の異同性を分析した。植民地・占領地教科書には、現地向けに部分的に平易化・創作の工夫が見られるが、概して当時の日本の臣民教育を強く反映していたこと、特に戦時下になると国民学校用教材との同一性が見られた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	4,200,000	1,260,000	5,460,000
2007年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2008年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	10,500,000	3,150,000	13,650,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育・教育学

キーワード：教育史、植民地教育史、教科書、植民地、占領地

1. 研究開始当初の背景

本研究開始までの日本植民地教育史研究は、特定地域を対象にした教育制度、教育内容、実態調査などが主であり、植民地・占領地向けに発行された各教科の教科書と同時代に発行された国定教科書の内容に関する対象研究、両教科書間の異同性分析、また地域横断的な研究は国内外でなされていなかった。そこで植民地教育史の研究を深化発展させるため、植民地・占領地全域及び初等教育全教科の内容を対象にし、植民地・占領地と国定教科書間の異同性分析に焦点を当てた本研究を企画した。

2. 研究の目的

植民地・占領地の初等教育用の各教科用教科書とそれに対応する国定教科書の内容を対比分析し、両者間にどのような異同性が見られるか、またその異同性をどのように捉えるのか、さらに、日本帝国は植民地・占領地教科書によってどのような植民地青少年を育成しようとしていたのかについて考察する。

3. 研究の方法

(1) 玉川大学教育博物館に収蔵されている、主に台湾・朝鮮教科書に加えて、科研プロジェクト参加者が現地調査等で収集した植民地・占領地教科書と国定教科書のデータペー

ス(地域・科目・教科書名・発行期・課名(単元・項目))を作成する。

(2) 科目・地域・発行期ごとに割り当てられた分担者は、植民地・占領地教科書のデータを基に、植民地・占領地教科書と国定教科書の内容を対比させ、異同性を分析し考察する。異同性判断の基準は教科ごとに行なう。

(3) 分析結果から植民地・占領地教科書が植民地青少年の育成にどのような役割を果たしたかについて考察する。

4. 研究成果

3カ年の研究期間に以下の研究成果を発表した。

(1) 『玉川大学教育博物館所蔵外地教科書目録』、玉川大学教育博物館編集、2007年3月

(2) 『玉川大学教育博物館所蔵外地教育史料目録』、玉川大学教育博物館編集、2007年12月

(3) 『日本植民地・占領地の教科書に関する総合的比較研究—国定教科書との異同の観点を中心に—』、平成18年度～平成20年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(一般)、課題番号18330171、研究成果報告書、2009年3月

(4) 『別冊 植民地・占領地・国定教科書目次目録』、平成18年度～平成20年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(一般)、課題番号18330171、研究成果報告書、2009年3月教科書の比較研究の具体的な成果は上記(3)に発表されているが、その科目ごとの概要は以下の通り。

①国語

植民地・占領地の国語・日本語教科書に国定国語教科書を対比させ、両教科書の課名、本文、挿絵の異同性を分析した。異同性の基準を次のように定めた。

同一：漢字・かな表記・分かち書きの相違を問わないで、耳で聞いて同じ音に聞こえるもの。

類似：文語から口語への文体変更、仮名遣い変更(歴史的仮名遣い・表音式仮名遣い)、言い回しの変更、部分的に短縮・伸長・追加はあるが、内容が類似しているもの。また、課名は異なるが内容が非常に似通っているもの。

異なる：国定教科書教材とは全く異なるもの、あるいは課名は同じで内容が異なるもの。

植民地国語教科書といえば、ほとんど国定教科書からの転移であると予想されがちであるが、実際に対比分析してみると、地域、発行期、学年(巻)によってかなり異なった結果となった。

例えば、台湾第3期『国語読本』では、国定国語読本から台湾3期への転移と判断される教材は23%であるのに対し、「創作」が44%であったこと(合津報告)、同様に台湾4期

では26%、5期では29%が国定からの転移であったことが判明した。(陳報告)

朝鮮国語読本の分析では、国定国語読本から朝鮮第1期への同一内容の転移は3%(類似は88%)であるのに対し、朝鮮2期へは43%

(類似は18%)がみられた。(金報告)朝鮮4期と国定国語読本の同一課名を持つ教材の内容の同一率は、巻二29%から巻六90%へと高くなっていること、さらに朝鮮5期(各学年2分冊)の内容同一率は、巻二62%であるが巻七～十二は100%となり、4学年(巻七)からは国定と完全に一致している。(上田報告)第5期は内地、台湾、朝鮮も国民学校期となり戦時体制下、内外地同一の教育制度・方針が導入された時期に重なる。

南洋群島『国語読本』は第4次まで発行されており、国定教科書との異同性はそれぞれ異なるが、全次の平均として国定との「同一・類似」課名を有するものは26%(第3次が最も高く38%)で高くはないが、その「同一・類似」課名の中では約60%、全次全教材の中では15%が「同一・類似」内容であることが判明した。(宮脇報告)

南方占領諸地域では、日本軍占領後の学校再開に先立って現地要員養成向けに各種の日本語教科書が発行されていた。現地調査で収集されたそれらの教科書と国定国語読本との異同性分析の結果、シンガポール・軍政監部国語学校用『国語読本 巻一～三』(42年11月～43年1月刊)では33%が国定から題材を採用していることが判明した。(清水報告)同様に、ビルマの『日本語読本』(巻2～巻5)はいずれもビルマ国独立(1943年8月)後の発行であるが、課名の44%が国定教科書と同一であること、内容の41%が国定と「同一・類似」であった。またインドネシア本は、課名71%、内容62%が国定と「同一・類似」であることが判明した。(宮脇報告)

このように、地域、発行期による違いはあるが、一般的傾向として、高学年になるほど、また戦時体制が強化されるにつれて国定教科書と共通の教材の割合が高くなっている。また高学年になるほど、思想的内容をもつ教材の割合が増えている。これは植民地の内地化であって、両者が歩み寄って成立した統一ではなかった。しかしまた内地化は、植民地統治の最終期においてもなお限定的であった。気候・風土など学校・学習者を取り巻く環境が内地とは異なるゆえんであろう。(桜井報告)

②修身

戦前の文部省発行による国定「尋常小学校修身教科書」と、日本植民地統治下、台湾総督府発行による「公学校修身教科書」に表れた課名の異同を比較し、異同にどのような意図が込められたのかについて明らかにした。その結果、台湾修身教科書は国定修身教科書か

ら大きな影響を受けていた。台湾総督府の修身教科書制作は国定修身教科書の動向を受けつつ、同化教育や皇民化教育を推進させるべく編纂されていた。一方、国定教科書と同じ人物が現われても、そのまま同じ内容が扱われていたわけではない。植民地統治下という時代状況下にいる台湾の子どもたちに求めたことは、国定教科書を使用する子どもたちと異なるものであった。(白柳報告)

また、植民地朝鮮の「修身」教科書と日本のそれを対比した結果、朝鮮総督府「修身」教科書は、朝鮮にいる日本人・朝鮮人とも使用したものであったが、そこでは、日本国内と微妙な表現の違いを用いることによって、朝鮮人はあくまで「帝国臣民」であっても、「日本国民」ではないこと、その一方で「帝国臣民」として、日本人の下に位置すべき事が主張されているということが明らかになった。

(佐野報告)

南洋群島については、芦田恵之助が編纂した第2次編纂国語読本の各課の題目を国定修身教科書の題目と比較して、国語読本の内容がどのような目的を持っていたかを明らかにした。国定教科書では修身科用の教科書があったが、南洋群島教科書では国語読本のみが発行されており、修身、歴史、地理、理科などは、すべてこの国語読本に組み込まれていた。南洋群島では教科書が国語読本のみだったこともあるが、「国語」を通して、言葉だけではなく、統治国に従順な「良い子」を育てることに大きな目的があったことが明らかとなった。(岡山報告)

③歴史地理

・歴史

徹底した同化教育は植民地支配の特徴として共通しているが、二つ(台湾と朝鮮)の植民地教育のあり方には大きな違いがあった。朝鮮では、初期には朝鮮半島の歴史を意識した内容が垣間見られたが、時代が下るにしたがってその点がはずされ、1940年代には朝鮮民衆、朝鮮半島は東亜の基盤であり要としての位置を意識した記述になっていった。一方、台湾は、台湾民衆、台湾の位置づけは全く異にしており、変化の少ない無神経な「国史」そのままであった。両地域の民衆の抗日運動、軍事的位置の違いなど、分析が必要だろう。(佐藤広美・一盛 真報告)

・地理

朝鮮総督府地理教科書の分析を行った。1930年代から地理教科書編纂がはじまり、15年戦争の開始と密接していた。朝鮮第2期(1932年)編纂の田中啓爾(東京文科大学助教授)の地理観を検討し、欧州における地理観(植民地観)の影響を調べ、植民地支配のための産業発達や開発享受主義の主張などの観点が教科書記述の実際に表れていることを示した。(白 恩正報告)

④理科

植民地での教育にあつては、自然科学を教えることが為政者にとって危険性を孕むことであると考えられ、回避されたであろうこと、また、植民地で発行された教科書は国定教科書とは著作者、執筆者が異なり、文部省の検閲もないことから、教科書に実験的要素、ある種の先進性をもつたであろうことが予想された。教科書内容の検討を進めた結果、国定教科書、植民地教科書ともに自然科学的記述が希薄でありながら、植民地教科書には国定教科書に対する先進性を見ることができた。この植民地教科書の先進性については、自然を個別的、羅列的に扱うのではなく、総合的にとらえさせようとしたことに見出している。なぜなら、この総合的なとらえ方は、敗戦直前の国定教科書の国民学校期の一つの特徴であり、それ以前の植民地教科書に、すでにそのような記述が見られることからである。(岩崎報告)

⑤実業(農業)

初等教育機関の農業教科書は、台湾と朝鮮では存在するものの、国内では高等小学校(中等教育機関)で使用された。さらに、高等小学校教科書の場合、国民学校期(1944年)まで国定教科書はなく、ほとんどの道府県教育会が独自の農業教科書を作成していた。なかでも国内で影響力を持ったと思われるのは最初の文部省著作教科書・国①『小学農業書』(1907)と教授時間増で編纂された国②『小学農業書 乙種』(1913)であった。文部省、朝鮮総督府、台湾総督府のそれぞれが発行した農業教科書のうち、原本を確認できたものを発行年順に並べ、採り上げられた各課の内容を簡易分類し、課数と百分率の状況を示し、類似性を判断する目安とした。

国①およびその基になった『小学校教師用農業教科書』(1904-05)とあわせた教授内容の大枠は朝①『普通学校農業書』(1914、朝鮮人用、「技術本位」との共通事項が多い。他方、朝③『尋常小学農業書』(1917、在朝鮮日本人用)が朝鮮の日本人小学校に発行されたが「趣味本位」とされ、朝①との構成は異なっていた。第2次朝鮮教育令により新たな教科書編纂が行われたが、朝⑤『初等農業書』(1923、24)の場合、在朝鮮日本人用の朝③をほぼそのまま踏襲し、これを朝鮮人と兼用で用いさせた。1930年代後半に登場する『職業科教授書』も日・朝兼用であり、民族間をあえて分けていない。教育内容が増産奨励と直結し、これを優先させたためと解釈できる。台湾での最初の農業教科書は台①『公学校農業書』(1930)だが、改定版・台②『公学校農業書』(1932)とあわせて、甘蔗・パイナップル・バナナなど特徴的作物の産業政策・増産奨励が明確に示される記述があった。台③『公学校女子農業書』(1937)には、それ

以前に見られなかった皇室関係記事が登場した。支配者の求める農民像を日本語で示したという意味では、しっかりと植民地支配に役立つ要素を軸に編んだ教科書であったといえる。(井上報告)

⑥芸術 (唱歌・図画)

唱歌では国定と台湾・朝鮮・「満洲国」を、図画では国定と台湾・朝鮮を分析対象とした。唱歌集の教材は日本の唱歌を転載するか、それを参考に現地の事物・風土を題材に新たな歌を作る二つのパターンが一般的であった。文部省唱歌集に最も忠実だったのが台湾で、歌詞もすべての歌が日本語で作られた。「満洲国」では中国語の歌が半数以上あり、朝鮮では漸進的に日本語の唱歌が採用されていたのとは状況を異にする。調性などすべての面から最も自由度が高かったのが「満洲国」、強制的な対応を迫られたのが台湾、台湾の統治状況によって漸次修正されたのが朝鮮と考えられる。

一方、図画では、国定・台湾間に、同一の絵図や構図の同じ絵図、課名が同じ単元が複数あり、国定の影響を強く受けていることがわかる。国定・朝鮮間は、同一課名の単元はあるものの、低学年用の課名にカタカナと分かち書きを用い、構図が同じ絵図でも一部に手を加えるなど、朝鮮総督府の主体性が感じられる。図画教科書編纂以前から、国定教科書を利用して図画教育を行っていた台湾と、独自の図画教科書編纂経験のある朝鮮の違いではないかと推察される。(佐藤由美報告)

⑦体育

体育(体操)には他教科のような教科書は発行されていないが、教授要目・体操教授書は内外地ともに発行されていた。本研究で対比したのは、1927年朝鮮の改正学校体操教授要目(「体操要目」と略)に準じた体操教授書(「教授書」と略)と、1924年版教授書との異同、1926年日本の体操要目との異同、1927年台湾の体操要目とし、それらの異同性を明らかにしながら、その意味を検討した。1920年代の台湾、朝鮮は、内地延長政策が展開され、「日台一体化」(台湾)、「内鮮融和」(朝鮮)が推進された。27年台湾の体操要目は、内容・教材順序とも日本とほぼ同様であった。24年朝鮮の教授書は、桜井恒治郎の体操理論に依拠したものであったが、27年のものは、これを完全に改訂し、26年日本の体操要目に準じた内容になった。この意味では、日、台、朝の体操教授は形式的には同様になったといえる。

しかし、朝鮮での体操教授は「体操の半島化」、「郷土化」が推進され、産業振興政策の中で朝鮮人が必要とされる労働作業のための体操として展開した。

1926年日本、1927年台湾、朝鮮の体操要目は、体操教授の「基準」として位置づけられ

た。これは、26年、27年の要目及び教授書の検討が、学校における体育政策の基本的理念をより鮮明に示したものと見ることができる。日本では、自由主義的な傾向が抑制され、体操と教練との連携を重視する軍事的体育へと変化する転換点であったが、朝鮮においても、台湾においても、同様の流れの中で統一的な教授を統制的に再編成していこうとした政策的姿勢を示していると言える。

20年代の体操教授の比較検討から、この時期の体操教授がそれぞれの実情を反映しながらも、台湾人及び朝鮮人を植民地における人的資源として有用に活用できる体育的基礎を準備しようとしたものであったと言える。(西尾報告)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

1. 陳虹彪、1937年以降における台湾人初学年生徒用の国語教科書について、植民地教育史研究会研究年報第10号、19(38-56)、2008、査読有
2. 劉麟玉、台湾総督府出版公学校唱歌教科書の研究視点-編纂過程と内容の分析を中心に、植民地教育史研究年報、第10号、11(19-29)、2008、査読有
3. 上田崇仁、朝鮮総督府「国語読本」と国定「国語読本」を比較して見えるもの、徳島大学留学生センター紀要、3号、9(1-9)、2008、査読無
4. 北川知子、国語教育と植民地:「朝鮮読本」の言語指導観-入門期挿絵教材の考察-、小田迪夫先生古稀記念論文集、10(164-173)、2008、査読無
5. 宮脇弘幸、南洋群島「国語読本」は何を語るか、植民地教育史研究年報、第9号、15(35-49)、2007、査読有
6. 合津美穂、台湾公学校の「国語科」教科課程、植民地教育史研究年報、第9号、21(82-102)、2007、査読有
7. 劉麟玉、關於日本人教師議論植民地台湾公学校唱歌教育教材之諸問題-以「折衷」論及「郷土化」論為焦点、台湾音楽研究(中華民族音楽学会)、第3号、16(45-60)、2006、査読有

[学会発表] (計11件)

1. 宮脇弘幸、旧日本植民地に対する日本の言語文化の「転移」を再検討する-一言語政策研究と実態調査から-、忠南大学校人文科学研究所主催国際シンポジウム「東アジア文化の原型と転移 2」、2008.11.28、韓国・忠南大学校

2. 白柳弘幸、台湾「公学校修身書」に登場した人物—人物を通して何を学ばせようとしたのか—、台湾学研究国際学術研討会、2008. 11. 7、台湾・台北市・国立中央図書館台湾分館

3. 陳虹彪、自主と依存の狭間—1937 年以降における台湾人生徒用国語教科書について—、アジア教育史学会、2008. 7. 27、二松学舎大学

4. 宮脇弘幸、日本軍政下フィリピン (1942 - 1945) に対する文教政策、第 20 回日本植民地教育史研究会例会、2008. 6. 28、大東文化大学板橋校舎

5. 井上 薫、植民地・国内における農業教科書の特徴—文部省著作教科書および朝鮮総督府教科書の比較を中心として—、第 11 回日本植民地教育史研究会大会、2008. 3. 23、大東文化会館

6. 上田崇仁、朝鮮総督府「国語読本」と国定「国語読本」を比較して見えるもの、科研プロジェクト国際シンポジウム、2007. 12. 26、玉川大学

7. 宮脇弘幸、占領下緬甸の日本語教科書と国定国語読本の比較考察、第 19 回日本植民地教育史研究会例会、2007. 10. 21、大東文化会館

8. 白柳弘幸、国定修身書と台湾公学校修身書—徳目比較分析から—、第 19 回日本植民地教育史研究会例会、2007. 10. 21、大東文化会館

9. 佐藤由美、日本統治下の台湾・朝鮮における図画教育、第 10 回日本植民地教育史研究会大会、2007. 3. 30、宮城学院女子大学

10. 宮脇弘幸、言語政策—規範言語の普及と「言語罰」、第 48 回台湾教育史研究会、2007. 1. 13、台湾師範大学

11. 宮脇弘幸、*Wartime language policy and language rights - A case study of the Japanese Empire -*, LANGUAGE LAW AND LANGUAGE RIGHTS: THE CHALLENGES OF ENACTMENT AND IMPLEMENTATION, 2006. 6. 15, National University of Ireland, Galway.

〔図書〕(計 2 件)

1. 劉 麟玉 (徳丸吉彦、高橋悠治、北中正和、渡辺裕編)、岩波書店、「5. 1. 5 植民地と「皇民化」教育—台湾の唱歌」(384-387)、『事典 世界音楽の本』、2007、548

2. 宮脇弘幸 (監修)、大空社、「解説 南洋教育と「国語読本」(1-30)、(復刻)『南洋群島 国語読本』、2006、全 8 巻

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮脇 弘幸 (MIYAWAKI HIROYUKI)
宮城学院女子大学・学芸学部・教授
研究者番号：40229901

(2) 研究分担者

白柳 弘幸 (SHIRAYANAGI HIROYUKI)
玉川大学・教育博物館・学芸員
研究者番号：20424327

(3) 連携研究者

桜井 隆 (SAKURAI TAKASHI)
明海大学・外国語学部・教授
研究者番号：60255031

佐藤 広美 (SATO HIROMI)
東京家政学院大学・家政学部・教授
研究者番号：20205959

佐野 通夫 (SANO MICHIO)
四国学院大学・文学部・教授
研究者番号：20170813

岩崎 敬道 (IWASAKI TAKAMICHI)
武蔵工業大学・工学部・准教授
研究者番号：30366843

井上 薫 (INOUE KAORI)
釧路短期大学・教授

研究者番号：70299717

佐藤 由美 (SATO YUMI)
埼玉工業大学・人間社会学部・准教授
研究者番号：10399123

西尾 達雄 (NISHIO TATSUO)
北海道大学・大学院教育学研究院・教授
研究者番号：30180582

(4) 研究協力者

前田 均／天理大学・国際文化学部・准教授
合津 美穂／東京都立大学・大学院人文科学研究科・院生

陳 虹彪／平安女学院大学・特別任用講師

金 英美／東京韓国学校・高等部講師

北川 知子／大阪教育大学・非常勤講師

金 美那／コリア国際学園・教諭

上田 崇仁／愛知教育大学・教育学部・准教授

清水 知子／横浜国立大学・留学生センター・非常勤講師

樫村 あい子／一橋大学・大学院社会学研究科・院生

岡山・陽子／茨城大学・大学教育センター・准教授

一盛 真／鳥取大学・地域学部・准教授

白 恩正／創価大学・非常勤講師

井田 哲夫／早稲田大学系属早稲田実業学校・教諭

長谷川 純三／東京科学教育研究所・理科教育史研究室・室長

高橋 聡／元玉川学園小学部教諭

山田 寛人／広島大学・総合科学部・非常勤講師